

但シ勤勞衛生ニ關スルモノヲ除ク

七 其ノ他他ノ主管ニ屬セザル勤勞力ノ保全増強及

勤勞能率ノ昂揚ニ關スル事項

第二十五條 施設課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勤勞者用物資ニ關スル事項

二 勤勞者住宅其ノ他住宅ニ關スル事項

三 勤勞者ノ厚生施設整備ニ關スル事項

第二十六條 保險局ニ左ノ三課及一所ヲ置ク

保險課

國民保險課

年金課

健康保險指導所

第二十七條 保險課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 健康保險法ノ施行ニ關スル事項

二 勞働者災害扶助責任保險法ノ施行ニ關スル事項

三 健康保險特別會計及勞働者災害扶助責任保險特

別會計ニ關スル事項

禁止職名

事務補助者 一般事務ノ補助ヲ爲ス者ニシテ主トシ

左ノ各號ノ一ニ該當スル業務ニ従事スルモノ

一、文書ノ受付、發送、仕譯

二、文書、カード、圖書、資料等ノ

淨書、謄寫、複寫

三、文書、カード、圖面、圖書、資

料其ノ他之ニ類スルモノノ分類、

整理、出納

四、所定ノ方法形式ニ依ル傳票、

カード、帳簿等ノ記載

五、所定ノ方法形式ニ依ル傳票、帳

簿、諸計表等ノ集計又ハ計算

四 他ノ主管ニ屬セザル社會保險ニ關スル事項

第二十八條 國民保險課ニ於テハ國民健康保險法ノ施

行ニ關スル事項ヲ掌ル

第二十九條 年金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勞働者年金保險法ノ施行ニ關スル事項

二 船員保險法ノ施行ニ關スル事項

三 勞働者年金保險特別會計及船員保險特別會計ニ

關スル事項

第三十條 健康保險指導所ニ於テハ健康保險被保險者

ノ健康保持ニ關スル施設ノ調査並ニ指導ニ關スル事

項ヲ掌ル

附則

厚生省審査委員規程ハ之ヲ廢止ス

特定職種に對する男子就業禁止に關

する件等の公布

昭和十八年九月二十二日厚生省に於いては、同日閣

禁止年月日 禁止範圍

昭和十九年 十四年以上

三月十五日 四十年未滿

ノモノ

議決定の後發表せられたる國內態勢強化方策の具體化

に即應すべき戰時勞務對策の一施策として、二十一日

閣議決定を経たる男子就業の制限禁止に關する件、並

に女子勤勞動員の促進に關する件の具體的内容を發表

した。

その骨子は職種十七に互り十四歳以上四十歳未滿の

男子の就業を禁止し、之に替ふるに新規學校卒業者、

十四歳以上の未婚者、整備學校の在學者、企業整備に

よる轉職可能者等よりなる女子勞働力を以てせんとす

るもので、之を掲ぐれば以下の如くである。

勞務調整令施行規則第十條ノ二ノ

規定ニ依ル男子從業者ノ雇入使用

就職及從業ヲ禁止スル職種年月日

及其ノ範圍ニ關スル件指定

(昭和十八年九月二十三日)

(厚生省告示第五百五十六號)

六、傳票、證票、カード、乘車券、

諸計表其ノ他之ニ類スルモノノ照

合検査

七、所定ノ方法形式ニ依ル證票、案

內書、通知書、請求書、報告書、

諸計表等ノ記載

現金出納係 現金出納器ニ依リ主トシテ現金ノ計算

出納ノ業務ニ従事スル者

小使、給仕、

受付係

官公署、工場、會社、銀行、學校、病

院、事務所等ニ於テ書類ノ運搬、受付、

昭和十九年 同

一月十五日 同

同

同

外交員、註
文取
集金人
電話交換手
出改札係
車
踏切手
昇降機運轉

昭利十九年
三月十五日
同
昭利十九年
一月十五日
同
昭利十九年
三月十五日
同
昭利十九年
五月十五日
同
昭利十九年
一月十五日
同

保險、銀行、商店等ノ外交又ハ註文取ノ業務ニ従事スル者
代金、料金、會費等ノ集金事務ニ従事スル者
電話交換ノ業務ニ従事スル者
常備乗車券、入場券、其ノ他切符類ノ販賣又ハ之ガ改換ノ業務ニ主トシテ従事スル者但シ常時荷扱、電信又ハ運轉ノ業務ヲ併セ行フ者ヲ除ク
電車及乗合自動車ノ車掌但シ荷扱車掌及高速度電車ノ後部車掌ヲ除ク
鐵道軌道ニ於ケル踏切ノ看守但シ市街地ニ於ケル交通頻繁ナル踏切ノ看守ヲ除ク
建築物中ニ備付ケラレタル昇降機ニシテ專ラ入ノ昇降ノ用ニ供セラルルモノノ運轉ノ業務ニ従事スル者

番頭、客引
給仕人
料理人
理髮師、髮美容師
携帶品預リ係、案内係、下足番
旅館、料理店、飲食店、貸席業等ニ於テ客ノ接待、客引其ノ他ノ雜務ニ従事スル者
旅館、料理店、飲食店等ニ於テ客ノ料理、食事ノ給仕其ノ他ノ雜務ニ従事スル者
旅館、料理店、飲食店、工場、會社、病院等ニ於テ飲食料品、嗜好品等ノ調理、料理ノ業務ニ従事スル者
男女ノ理髮、髮結、美容ノ業務ニ従事スル者
百貨店、劇場、料理店等ニ於ケル携帶品預リ係、案内係、下足番
昭利十九年
三月十五日
同
昭利十九年
三月十五日
同
昭利十九年
一月十五日
同

○ 適當なる場合。

尙、右指定職種に對する男子就業の禁止の實際的適用に際しての除外例に關して厚生省に於いてはその後の如き方針を決定し、各地方廳を通じて國民職業指導所長宛指示せらるゝところがあつた。

一、身體の障碍又は内部疾患に基き身體脆弱なる故他の業務に從事すること著しく不適當な場合。
一、指定職種に就業する者にして多數人の指導監督を併せ行ひ女子を以て代替すること著しく不適當なる場合。

女子勤勞動員の促進に關する件

第一、方針

男子雇入、就職、使用、從業禁止
(制限)適用除外認可方針
男子從業者の雇入、就職、使用及び從業は左に掲ぐる方針によりこれを認可すること。但し適用範圍外の男子をもつて代替し得ると認めらるゝ場合においては原則として認可せざることを。
一、常時十五瓦以上の重量物の運搬を伴ふ業務に從事する場合。
一、常時深夜又は早朝の勤務を要する業務にして宿泊設備なき等のため女子を就勞せしむること著しく不

一、山間僻地、特殊なる病院(癩病院等)等の如く作業所、事務所の狀況により又は勤務の四圍の狀況等よりして女子を就勞せしむること著しく不適當なる場合。
一、勤務の傍ら工、鑛業に關し時局下緊要なる技術者の養成を目的とする學校に就學する者にして、他の業務に轉換從業するときは通學著しく困難となる場合。
一、相當智能的判斷又は専門的知識技能を要するものにして女子を以て代替すること著しく困難なる場

一、軍事援護上特に必要なる場合。
現下戦力の擴充上女子勤勞に期待する所極めて大なり政府に於ては女子勤勞の動員に付ては既に夫々施策する所あり目下著々之が強化を見つゝあるが此の際特に時局の現段階に即應し女子の特性と其の民族力強化の使命とを勘案しつゝ更に女子總動員態勢の強化を圖り女子遊休勞力の解消を期すると共に特に此の際必要なる勤勞要員を確保する爲左の要領に依り之が動員を一段と促進せんとす
第二、要領
一、女子を動員すべき職種は女子の特性に適應するものを廣く選定すべきも差當り左のものに付ては各々

所原員數を具體的に調査し優先充足すること

(一) 航空機關係工場

(二) 政府作業廳

(三) 官廳及之に準ずべきもの (特に男子徴用に依り補充を要するもの)

(四) 男子就業の制限又は禁止に依り女子の補充を要するもの

二、動員の對象たる女子は概ね左の如くすること

(一) 新規學校卒業者

(二) 十四歳以上の未婚者

(三) 整備せらるべき不急不要學校在學者

(四) 企業整備に依る轉職可能者

三、女子勤勞挺身隊(簡稱)を自主的に組織せしめ相當の

指導者の下に團體的に長期(通常一年乃至二年)出動をたさしむるの制度を採用すること

四、女子動員促進の方法としては従前の方式に依るの外左の要領に依ること

(一) 都府縣指導の下に市區町村長をして極力其の就職の勧奨に努むること

右の場合に於ては町内會、部落會、隣組、婦人會、學務長等をして積極的に協力せしむること

(二) 學校卒業者を以てする女子挺身隊に付ては都府縣指導の下に學務長等を中心として結成せしむるやう指導すること

(三) 食糧増産に必要な農村女子勞力は之を確保し置くこと

五、女子動員の實效を擧ぐる爲皇國本來の家族制度と女子の特性とを考慮し特に風紀の堅持、品位の向

上、保健等に留意し概ね左の方針に依り女子勤勞管理に一段の創意と工夫を凝し之が刷新強化を圖ること

(一) 寄宿舎其の他適當なる收容施設あるものを除き自宅通勤者に限定すること

(二) 女子從業員の爲更衣室、洗面所、便所等は男子從業員と區分して之を設けしむること

(三) 女子從業員の爲寄宿舎を設置する場合に於ては男子と別個所にするの外寄宿舎管理を家庭的ならしむると共に設備に付特に女子の特質を考慮せしむること

(四) 女子の能力及經驗に應じ責任を持たしむる如く職場配置を考慮せしむると共に其の地位昇進の途を開かしむること

(五) 女子の就業時間、休憩時間、始業及終業の時刻、休日等に付特段の配慮を爲さしむると共に其の通勤に付所要の措置を講ずること

(六) 女子の賃金水準引上の爲賃金統制上所要の措置を講ずること

(七) 女子從業員の配置に際しては其の資質を均一ならしむるやう努むると共に可及的に女子從業員のみにて作業せしむる職場作業方式等に付工夫すること

(八) 女子の多數勤務する職場及び女子寄宿舎には適當なる女子指導者を設けること

(九) 女子從業員に對しては必要なる基礎訓練並に簡易なる技能教育を授け能率増進に資せしむること

(十) 女子從業員には家庭の主婦としての心得其の

他女子としての躰に必要な施設を爲し修養を怠らしめざること

(十一) 女子挺身隊に付ては確實なる團體的管理及び隊員保護の方途を講ずること

六、當時要員の動員確保の外女子勞力の全面的戦力化を圖る爲家事勞力に付ては更に極度の壓縮を加へ之を國民共同勤勞施設に動員すること

七、五に掲げた勤勞管理刷新事項の外左に掲ぐる事項に付特に考慮すること

(一) 文部省に於ては高等女學校及女子專門學校在學中に於て必要な職業知識を授けると共に特に必要なる輔導を要する作業の爲輔導施設の擴充を圖ること

(二) 託兒所の設置、妊娠婦家庭患者等の爲にする女子勤勞組織の整備等女子勤勞動員上必要なる特別の考慮を拂ふこと

(三) 物資配給等に因由する生活荷重を軽減するの方途を講じ一般家庭婦人をして生産増強に挺身し易からしむること

(四) 女子指導者(女子勤勞管理者、女子現場係員、容母、保母等を含む)養成の爲必要なる措置を講ずること

八、其の他

(一) 女子の戦時意識並に勤勞愛國精神の昂揚を圖り併せて本要綱の趣旨を一般國民及指導者層に滲透せしむる爲大政宣贊會を中心として大日本婦人會、大日本青少年團等關係團體協力の下に一大國民運動を展開せしむること、特に家庭側就中母親の理解協力を得るの方途を講ずること文部省に於

ては國民學校及高等女學校に對して特に女子勞務員の趣旨を徹底せしむる爲特別の考慮を拂ふこと
本件實施の爲必要な女子勤勞者用物資、施設、資材等に付ては協力既存のもの活用を圖ると共にやむを得ざるものに付ては之が確保に付特別の考慮を爲すこと

兵役法中改正の件その他兵役關係諸

法令の公布

戦局の苛烈化に伴ふ軍動員の擴充強化を主旨とし、第八十三帝國議會に於いて協賛を經たる兵役法中改正の件その他之と前後する一聯の兵役關係諸法令の骨子を示せば概ね以下の如くである。

兵役法中改正の件 (昭和十八年十月三十日法律第百一十號)

昭和二年四月一日公布法律第四十七號兵役法に規定せらるる第二國民兵役の期間延長を骨子とし、同法第九條第二項中「年齢十七年ヨリ四十年迄」とあるを「年齢十七年ヨリ年齢四十五年ニ滿ツル年ノ三月三十一日迄」と改められた外、之に伴ふその他種々の改正が行はれた。

在學徵集延期臨時特例 (昭和十八年十月一日勅令第七百五十五號)

兵役法第四十一條第四項の規定に依り當分の内在學の事由に因る徵集の延期は之を行はざる旨を定め、即日施行せらるることとなつた。

入營(召集)を延期すべき學校及入營(召集)を延期すべき期間に関する件 (昭和十八年十一月十三日陸軍省告示第五十四號)

特に入營(召集)を延期せらるべき學校として技術關係及び教育關係の諸學校が指定せられた。

徵兵適齡臨時特例 (昭和十八年十二月二十三日勅令第九百三十九號)

兵役法第二十四條の二の規定に依り當分の内同法第二十三條第一項及第二十四條に規定する徵兵適齡を十九年に變更する旨公布せられた。

滿洲國緊急農地造成計畫に對する協力援助に關する件の閣議決定

日滿を通ずる食糧の絕對自給態勢確立の國策に則り、昭和十八年十一月二十二日の閣議は「滿洲國緊急農地造成計畫に對する協力援助に關する件」を附議決定、同日情報局より左の如く發表せられた。

因みに今回の農地造成の對象となつてゐるのは、第二松花江の水力發電堰堤による人造湖を水源とする下流一帯及び東遼河下流に新規に水田を造成するとともに、既定の開墾計畫のうち三江省の鶴立崗、蓮江口、太平鎮、東安省の黑寨、吉林省の新開河、飲馬河、岔路口、北安、龍江兩省にまたがる呼裕爾河、北安省の綏化、龍江省の甘南、錦州省の盤山、奉天省の康平の十二既著手開拓地造成計畫の繰り上げを含むもので、昭和二十年末を以つて之が完成を期するものである。

情報局發表

滿洲國においては、現情勢下における食糧基地としての使命のいよ／＼加重せられたるに鑑み、進んで緊急農地造成計畫案を提議せられたのであるが、帝國政府においては欣然これを受入れ、本日の閣議において

滿洲國農地造成計畫に對する本邦側の協力援助に關する件の決定をみたのである。即ちこれにより本計畫實施に要する資材、資金、技術等は本邦側より全面的に協力援助することとなり、もつて眞に日滿一體決戦下喫緊の要件たる食糧自給態勢確立強化のため相共に邁進することとなつた次第である。

大東亞相談

現下の食糧需給關係に鑑み、滿洲國の食糧供給基地としての使命はますます重大性を加へ、今後滿洲國における食糧の飛躍的増産に對しては多大の期待がかけられてゐるのである。滿洲國政府においては、積極的にかゝる要請に即應するため、從來採り來つた各般の施策を一段と徹底強化すると共に新に確實にして效率的なる増産對策として劃期的農地造成計畫を樹立し、日滿相協力これが達成を圖るため滿鐵部總務長官一行上京せられ、本邦側に對しこれを提案したのである。政府においては直ちに現地案に基き關係事務當局において検討を遂げたと、意見の一致を見たるをもつていよ／＼本日閣議にこれを附議し本計畫に對する協力援助方に關し基本の方針を決定した次第である。今回の緊急農地造成計畫は、明年事業に著手、明後昭和廿年完成、僅々二箇年の短日月を以て第二松花江地區及び東遼河地區において新たに水田を造成すると共に既定造成計畫地區の繰上を實施し、完成の曉にはその生産物は擧げてわが國に供出せられわが食糧需給に貢獻せんことを期するものである。しかしてこれが完成のためには、土地造成關係のみにて巨額の經費と延數千萬人の勞働力とを投じ、且つ相當量の資材、